

# 議 会 運 営 委 員 会

令和7年5月28日(水)

## 1 令和7年第2回葛飾区議会定例会の開催について

(1) 区長発言(要旨)について(別紙)

(2) 付議事件案について(別紙)

予算案	1件
条例案	10件
契約案	9件
報告案	1件
その他	2件 [計23件]

(3) 会期について(別紙) 令和7年6月5日(木)～6月23日(月) 19日間

(4) 区政一般質問について 順 序 公明党/区民連/共産党/みらい/自民党/  
無所属

持ち時間 自民党: 55分 / 公明党: 40分 /

区民連: 35分 / 共産党: 30分 /

みらい: 25分 / 無所属: 各20分

通告締切 6月2日(月) 午後2時

(5) 請願等について 初日付託 6月3日(火) 受付分まで

(6) 意見書等の提出について 件名・案文締切 6月3日(火) 午後4時

(7) 署名議員 23番 梅沢 とよかず 議員

13番 大 森 ゆきこ 議員

34番 秋 本 とよえ 議員

## 2 そ の 他

(1) 専決処分報告について(別紙)

(2) 令和6年度葛飾区繰越明許費報告について(別紙)

(3) 令和6年度葛飾区事故繰越しの報告について(別紙)

(4) 葛飾区議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について(別紙)

【次回日程】 6月4日(水) 議会運営委員会理事会 午後1時 / 議会運営委員会 午後2時



7 葛政財第 4 4 号

令和 7 年 5 月 2 9 日

葛飾区議会議長

伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和 6 年度葛飾区繰越明許費の報告について

このことについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和6年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	災害対策経費	35,400,000	35,200,000	0	19,185,000	16,015,000
4 福祉費	1 社会福祉費	総務事務経費	596,712,000	596,712,000	0	0	596,712,000
6 産業経済費	1 産業振興費	総務事務経費	415,738,000	414,854,000	0	0	414,854,000
7 都市整備費	5 公園費	地域の身近な公園整備経費	84,068,000	80,668,000	0	50,000,000	30,668,000
8 教育費	2 小学校費	校舎建設経費	1,869,295,000	1,869,295,000	0	897,736,000	971,559,000
8 教育費	7 社会体育費	運動場等整備経費	61,600,000	57,526,000	0	43,000,000	14,526,000
合 計			3,062,813,000	3,054,255,000	0	1,009,921,000	2,044,334,000

令和7年5月29日提出

葛飾区長 青木 克徳

令和6年度葛飾区一般会計繰越明許費繰越計算書説明資料

(単位：円)

款	項	目	事業名	区分	繰越明許費 議決額	翌年度繰越額	翌年度繰越額の内訳			
							予算額 A	支出済額 B	不用額 C	差引残高 A-(B+C)
2	総務費	1 総務管理費 8 災害対策費	災害対策経費	工事請負費	35,400,000	35,200,000	35,400,000	0	200,000	35,200,000
4	福祉費	1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	総務事務経費	職員手当等	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	0	1,300,000
				旅費	5,000	5,000	5,000	0	0	5,000
				需用費	100,000	100,000	100,000	0	0	100,000
				役務費	11,436,000	11,436,000	11,436,000	0	0	11,436,000
				委託料	58,271,000	58,271,000	58,271,000	0	0	58,271,000
				負担金補助及び交付金	525,600,000	525,600,000	525,600,000	0	0	525,600,000
6	産業経済費	1 産業振興費 1 産業振興推進費	総務事務経費	役務費	1,138,000	805,000	1,138,000	333,000	0	805,000
				委託料	27,600,000	27,049,000	27,600,000	0	551,000	27,049,000
				負担金補助及び交付金	387,000,000	387,000,000	387,000,000	0	0	387,000,000
7	都市整備費	5 公園費 3 公園新設改良費	地域の身近な公園整備経費	委託料	3,568,000	3,568,000	3,568,000	0	0	3,568,000
				工事請負費	80,500,000	77,100,000	80,500,000	0	3,400,000	77,100,000
8	教育費	2 小学校費 6 学校施設建設費	校舎建設経費	需用費	38,221,000	38,221,000	38,221,000	0	0	38,221,000
				委託料	72,720,000	72,720,000	72,720,000	0	0	72,720,000
				工事請負費	1,527,500,000	1,527,500,000	1,527,500,000	0	0	1,527,500,000
				備品購入費	230,854,000	230,854,000	230,854,000	0	0	230,854,000
8	教育費	7 社会体育費 2 社会体育施設建設費	運動場等整備経費	工事請負費	61,600,000	57,526,000	61,600,000	0	4,074,000	57,526,000
合 計					3,062,813,000	3,054,255,000	3,062,813,000	333,000	8,225,000	3,054,255,000



7 葛政財第 4 4 号

令和 7 年 5 月 2 9 日

葛飾区議会議長

伊藤 よしのり 殿

葛飾区長 青木 克徳

令和 6 年度葛飾区事故繰越しの報告について

このことについて、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により準用する同令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7	都市整備費										
	3	道路橋梁費									
		道路橋梁維持管理 経費	30,844,000	12,300,000	18,544,000	3,897,300	22,441,300	0	16,000,000	6,441,300	新小松架道橋ほか1橋橋梁 修繕(塗替塗装)工事におい て、企業者による道路埋設物 工事と施工範囲及び時期が 競合となったことから、当該 企業者とスケジュール調整し た結果、工期延伸が必要と なったため。
合 計			30,844,000	12,300,000	18,544,000	3,897,300	22,441,300	0	16,000,000	6,441,300	

令和7年5月29日提出

葛飾区長

青木 克徳

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

款	項	目	事業名	区分(節)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
						支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
7	都市整備費												
	3	道路橋梁費											
		1	道路橋梁維持費										
			道路橋梁維持管理経費	工事請負費	30,844,000	12,300,000	18,544,000	3,897,300	22,441,300	0	16,000,000	6,441,300	新小松架道橋ほか1橋橋梁修繕(塗替塗装)工事において、企業者による道路埋設物工事と施工範囲及び時期が競合となったことから、当該企業者とスケジュール調整した結果、工期延伸が必要となったため。
合 計					30,844,000	12,300,000	18,544,000	3,897,300	22,441,300	0	16,000,000	6,441,300	

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8	教育費	1 教育総務費									
		小中合築校舎建設 経費	158,471,500	0	158,471,500	0	158,471,500	0	0	158,471,500	「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築工事基本・実施設計業務委託」において、受注者の作成した設計図書等が本契約で定める省エネ適合性判定基準を満たしておらず、修正を要することとなったことから、年度内の納品が困難となったため。
8	教育費	2 小学校費									
		校舎建設経費	2,573,208	2,405,027	168,181	0	168,181	0	0	168,181	「葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れ」において、受注者は生地メーカーに対し発注を行ったが、メーカー側の資材管理の誤りにより、仕様で定める生地が年度内に受注者へ納入されないこととなった。このため、間仕切カーテンについても製作が遅れ、年度内の納品が困難となったため。
合 計			161,044,708	2,405,027	158,639,681	0	158,639,681	0	0	158,639,681	

令和7年5月29日提出

葛飾区長

青木 克徳

# 令和6年度葛飾区一般会計事故繰越し繰越計算書説明資料

(単位:円)

款	項	目	事業名	区分(節)	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
						支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
8	教育費	1	教育総務費										
		4	学校施設建設費										
			小中合築校舎建設経費	委託料	158,471,500	0	158,471,500	0	158,471,500	0	0	158,471,500	「葛飾区立よつぎ小学校・四ツ木中学校改築工事基本・実施設計業務委託」において、受注者の作成した設計図書等が本契約で定める省エネ適合性判定基準を満たしておらず、修正を要することとなったことから、年度内の納品が困難となったため。
8	教育費	2	小学校費										
		6	学校施設建設費										
			校舎建設経費	需用費	2,573,208	2,405,027	168,181	0	168,181	0	0	168,181	「葛飾区立道上小学校及び水元小学校の改築に伴うカーテン等の買入れ」において、受注者は生地メーカーに対し発注を行ったが、メーカー側の資材管理の誤りにより、仕様で定める生地が年度内に受注者へ納入されないこととなった。このため、間仕切カーテンについても製作が遅れ、年度内の納品が困難となったため。
合 計					161,044,708	2,405,027	158,639,681	0	158,639,681	0	0	158,639,681	

## 葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 について

### 1 改正理由

葛飾区情報公開条例の改正に伴い、保有個人情報の定義を改めるほか、規定の整備をするもの

### 2 概要

- (1) 葛飾区情報公開条例の改正に伴い、保有個人情報の定義を改めること。
- (2) その他、規定の整備をすること。

### 3 新旧対照表

別紙のとおり

### 4 施行日

令和7年10月1日（2(2)は、公布の日）

葛飾区議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表  
(関連部分抜粋)

現 行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>)第2条第2号に規定する情報(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員 (以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、葛飾区情報公開条例(平成4年葛飾区条例第30号)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>)第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項から第12条第2項第1号	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管

		<p>されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>			<p>されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</p>
<p>第38条第1項第2号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第38条第1項第2号</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第3項</u>において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p>		

<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬</u>、福利厚生に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第 48 条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは</u>福利厚生に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(開示請求権)</p> <p>第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
---	---

<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第 48 条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第 27 条 (略)</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第 31 条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第 32 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
--	--

<p>(利用停止請求権)</p> <p>第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章及び第 48 条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>1</sup>が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(利用停止請求の手續)</p> <p>第 39 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
---	---

<p>(適用除外)</p> <p>第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<b>第 4 章</b>（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第 47 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<b>前章</b>（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<b>資する情報の提供</b>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>
	<p><b>付 則</b></p> <p><u>この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定（「。以下「情報公開条例」という。」を削る部分に限る。）並びに同条第 10 項、第 12 条第 5 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条</u></p>

	<p><u>の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>
--	----------------------------------